

東京都北区議会傍聴規則

	昭和60年	6月18日	議会規則第1号
改正	平成6年	5月30日	議会規則第2号
	平成19年	3月27日	議会規則第1号
	平成23年	3月22日	議会規則第1号
	令和元年	8月30日	議会規則第1号
	令和2年	5月14日	議会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席、報道関係者席及び職員席に分ける。

(傍聴券及び傍聴証)

第3条 一般席の傍聴人の定員は70人とし、一般席で傍聴しようとする者は、会議当日区議会事務局で、先着順に一般傍聴申込書に所要事項を記入し、1人につき1枚の一般傍聴券の交付を受けなければならない。ただし、定員に達した時は一般傍聴券を所持していても入場を制限されることがある。

2 前項本文の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、同項の定員を減ずることができる。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に所要事項を記入しなければならない。

4 報道関係者席及び職員席で傍聴しようとする場合、議長が許可した者に限り、次の種類の傍聴証の交付を受けなければならない。

- (1) 報道関係者傍聴証
- (2) 職員傍聴証

(傍聴券等の有効期間)

第4条 傍聴券及び傍聴証の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 傍聴券 傍聴券に記載された日
- (2) 報道関係者傍聴証 前条第4項により許可された日
- (3) 職員傍聴証 1年間

(傍聴人の入場)

第5条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴証を提示しなけれ

ばならない。

(傍聴券等の提示)

第6条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第7条 傍聴券及び報道関係者傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 職員傍聴証の交付を受けた者は、有効期限が終了したときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第8条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット、張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他明らかに示威的と認められる物品を着用し、又は携帯している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食（体調管理のための水分補給の場合を除く。）又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等情報端末機器の電源を切ること。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音の禁止）

第 1 1 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、議長に対し申請し議長の許可を得た場合は、この限りではない。

（係員の指示）

第 1 2 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第 1 3 条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（傍聴人の退場）

第 1 4 条 傍聴人は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 議長が秘密会であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 前条の規定により、議長が退場を命じたとき。

（規則の疑義）

第 1 5 条 この規則に疑義があるときは議長が決める。

付 則

- 1 この規則は、昭和 6 0 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 東京都北区議会傍聴人取締規則（昭和 2 2 年 6 月 1 1 日制定）は廃止する。

付 則（平成 6 年 5 月 3 0 日議会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 1 9 年 3 月 2 7 日議会規則第 1 号）

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 3 年 3 月 2 2 日議会規則第 1 号）

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和元年 8 月 3 0 日議会規則第 1 号)
この規則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 2 年 5 月 1 4 日議会規則第 1 号)
この規則は、公布の日から施行する。